

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 20 日

不動産業関連団体 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

レイنزにおける建築物省エネ性能表示及び不動産 ID に関する
任意入力項目の追加について（周知依頼）

国土交通行政の推進について、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、改正建築物省エネ法（令和 4 年 6 月公布）において、建築物の省エネ性能表示制度の見直しが行われ、令和 6 年 4 月より、建築物の販売・賃貸事業者に対して省エネ性能表示の努力義務を課すとともに、告示に従った表示を行っていない事業者への勧告等の措置を講じることができるとなります。国土交通省では、建築物の省エネ性能表示制度における具体的な表示ルールを新たな告示（令和 5 年 9 月公布）で規定し、販売・賃貸広告において所定の省エネ性能ラベルの表示を求めているところ、最終的に消費者等へ省エネ性能の表示を届けるためには、建築物の販売・賃貸事業者において宅地建物取引業者との連携が重要になります。

このため、国土交通省から指定流通機構に対し、建築物省エネ性能表示に関する任意入力項目の追加に係るレイنزの改修対応を依頼しているところであり、当該任意入力項目は、令和 6 年 1 月からの追加が予定されておりますので、貴団体の所属会員企業等の皆様に周知いただきますよう御願い申し上げます。

また、国土交通省では、官民の多様な主体が保有する不動産に関する情報の連携・蓄積・活用の促進に向けて、令和 4 年 3 月に、「不動産 ID ルールガイドライン」を策定し、不動産を一意に特定できる「不動産 ID」の活用環境構築に向けた取組を進めているところです。今後、不動産取引の分野においても、不動産 ID を用いた都市計画情報等の取得の容易化による物件調査負担の軽減など、不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上につながる効果が期待されるものであり、今年度（令和 5 年度）及び来年度（令和 6 年度）の実証事業を踏まえ、再来年度（令和 7 年度）からの社会実装を目指しております。

このため、当該実証事業に併せ、不動産 ID に関する任意入力項目についても、令和 6 年 1 月からの追加が予定されておりますので、貴団体の所属会員企業等の皆様に周知いただきますよう御願い申し上げます。

<参考>

- ・ 建築物の省エネ性能表示制度特設 HP

<https://www.mlit.go.jp/shoene-label/>

- ・ 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に関する検討会

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000216.html

- ・ 不動産 ID ルール検討会

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk5_000001_00006.html

- ・ 不動産 ID 官民連携協議会

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk5_000001_00025.html